

中日本高速道路株式会社 第11回定時株主総会

日 時：平成28年6月24日（金） 午後1時開会

場 所：中日本高速道路株式会社 14階会議室

【議 題】

報告事項

1. 第11期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに連結計算書類に係る会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件
2. 第11期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名の選任の件
- 第3号議案 退任役員に対する慰労金の贈呈の件

第 11 期 報 告 書

2015 年 4 月 1 日から
2016 年 3 月 31 日まで

事業報告	P 1
計算書類	P 2 6
貸借対照表	
損益計算書	
株主資本等変動計算書	
個別注記表	
連結計算書類	P 3 7
連結貸借対照表	
連結損益計算書	
連結株主資本等変動計算書	
連結注記表	
会計監査人監査報告書謄本	P 5 1
監査役会監査報告書謄本	P 5 3

中日本高速道路株式会社

事業報告

(2015年4月1日から2016年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

【安全性向上3カ年計画の着実な実行】

2012年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル上り線天井板落下事故では、9名の方がお亡くなりになり、多くの方が被害に遭われました。私たちは、「二度とこのような事故を起こしてはならない」という深い反省と強い決意のもと、社外の有識者からなる「安全性向上有識者委員会」から頂いたご意見や国土交通省が設置した「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」の報告、その他外部の委員会の意見等を踏まえ、2013年7月に「安全性向上3カ年計画」を策定・公表しました。この計画は、「安全を最優先とする企業文化の構築」、「構造物の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの見直し」、「安全管理体制の確立」、「体系化された安全教育を含む人材育成」、「安全性向上に向けた事業計画」の5項目からなり、項目ごとに具体的な施策を定めています。

2015年5月には2014年度の「安全性向上3カ年計画」の実施状況を安全性向上有識者委員会に報告し、同委員会からご意見を頂くとともに、実施状況を公表しました。

企業文化については、経営陣と社員との直接的な対話を推進し、安全に関する情報や現場の課題を共有するコミュニケーションを強化しました。また、2015年8月に事故の被害に遭ったワゴン車や事故に関わる記録・資料等を保存・掲示した「安全啓発室」を当社の研修施設内に設置し、同年9月から「安全啓発研修」を開始し、安全を最優先とする意識の徹底を図りました。

業務プロセスの見直しについては、PDCAサイクルをより確実に回すためのルールや仕組みを整備したほか、あと施工アンカー健全度の非破壊検査手法やレーザー計測技術等を用いた点検手法等の技術開発を国、大学及び民間企業との連携により進め、点検や補修技術の高度化、効率化に取り組みました。

社内体制については、社長直属の組織(安全管理部)の下、社内はもとより、国内外の安全に関する情報を収集・共有し、グループ全体で業務に活用する仕組みを構築するとともに、組織横断的な安全指導等の実施、点検計画や点検の実施結果の公表等による透明性の確保等、安全管理体制の強化に取り組みました。

人材育成については、「安全管理に関する技術力の向上」、「自ら考え安全を優先する人材の育成」、「社員のモチベーション向上」の観点から、体系的な安全教育を含むマスタープラン(人材育成計画)を作成し、安全を支える人材を育成してきました。

安全性向上に向けた事業計画のうち、3カ年で達成することとしていた施策(トンネル天井板等重量構造物の撤去、移設又は二重の安全対策、重要交差箇所等におけるコンクリート剥落対策等)については、2015年度までに完了しました。また、3カ年及びそれ以降も継続する施策(橋梁床版の取替、トンネル照明設備の更新等)については、2015年度までに行うこととしていたものは完了

し、今後も継続するものについては、引き続き、計画的に行ってまいります。

また、事故によりお亡くなりになられたお客さまのご遺族から提起されていた訴訟については、2015年12月22日に損害賠償を命じる判決があり、当社は、判決を重く受け止め、損害賠償をさせていただきます。

「安全性向上3カ年計画」は完了しましたが、私たちは、今後とも高速道路の安全性向上と機能強化の不断の取組を行ってまいりますとともに、引き続き、ご遺族の皆さまや被害に遭われた皆さまに真摯に対応してまいります。

【2015年度の事業の概況】

当連結会計年度における建設事業については、2016年2月13日に新東名高速道路浜松いなさジャンクション～豊田東ジャンクション間 55.2 kmを開通させました。

保全・サービス事業については、「安全性向上3カ年計画」に基づき、道路構造物の安全対策等を行ったほか、付加車線の設置等による渋滞対策や重量超過車両の取締り強化等に取り組みました。

関連事業については、高速道路の開通に合わせて新たに3箇所の商業施設をオープンさせたほか、インターチェンジに隣接する複合商業施設「テラスゲート土岐」をオープンさせるなどの高速道路周辺の開発事業等を進めました。

また、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「高速道路機構」といいます。）との間で締結している「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」については、2015年7月31日及び2016年2月29日にその一部を変更する協定を締結しました。本変更協定においては、首都圏の新たな高速道路料金の導入等料金体系の見直し、労務費等の高騰等による事業費の見直し、スマートインターチェンジ事業等の追加が行われました。

事業別の状況は、次のとおりです。

（建設事業）

当連結会計年度においては、2016年2月13日に新東名高速道路浜松いなさジャンクション～豊田東ジャンクション間 55.2 kmを開通させました。

また、東京外かく環状道路（関越～東名）、名古屋第二環状自動車道（飛鳥ジャンクション（仮称）～名古屋西ジャンクション間）及び東海北陸自動車道4車線化事業（白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジ間）等について着実に事業を推進しました。

なお、新名神高速道路（四日市ジャンクション～新四日市ジャンクション間）及び東海環状自動車道（新四日市ジャンクション～東員インターチェンジ間）については、2015年度末までの開通に向けて事業を進めてまいりましたが、2015年9月の台風18号により、切土のり面で崩落が発生し、開通後の安全確保のため、アンカーやコンクリートのり枠等の対策が必要であることから、工事工程を精査し、開通予定時期を2016年度と見直しました。地域の皆さまやご利用いただくお客さま

のご期待に応えられるよう、一日でも早い開通に向けて努めてまいります。

(保全・サービス事業)

当連結会計年度においては、一般国道 468 号(首都圏中央連絡自動車道)川口トンネルの換気ダクトを撤去するとともに、撤去が困難な換気ダクトが設置されている同道八王子城跡トンネルにおいては二重の安全対策を行いました。加えて、「道路付属物の第三者等被害防止対策の対応方針」(2013 年 10 月策定)に基づき、道路上に設置された重量構造物の落下による第三者等被害の発生が懸念されるものに係る安全対策を進めました。

道路構造物等の点検については、2014 年度に改正した「保全点検要領(構造物編)」に基づき行っています。また、高速道路と交差する跨道橋のうち使用される見込みがない跨道橋については、跨道橋の管理者と撤去に関する協議を継続して行っています。

特定更新等工事については、劣化した構造物の大規模更新等を計画的かつ円滑に行うための課題を把握するとともに、工事施工、広報・調達、交通規制等について試行的な取組を行いました。

道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故に繋がるおそれのある重量超過等の車両制限令に違反する車両に対して、取締りを強化し、厳しい措置命令の導入や特に悪質な違反者に対する警察への告発等、違反車両の撲滅に取り組みました。

渋滞対策については、東名高速道路海老名ジャンクションの外回り方面のランプウェイ及び中央自動車道上り線調布インターチェンジ～三鷹バスストップ間に付加車線を設置し、渋滞の緩和に努めました。

災害に強い高速道路づくりについては、雪氷対策として、新たに配備する車両を含め、気象条件に応じた除雪車両の最適な運用を図るとともに、除雪作業の支障となる立ち往生車両を早期に発見するための監視設備の新規設置等を行うことで雪氷体制の強化を図り、高速道路ネットワークの確保に努めました。

交通事故の防止については、重大事故につながる可能性の高い高速道路での逆走について、警察庁の協力のもと、最近4年間(2011年～2014年)の逆走事案を詳細に分析し、逆走が複数回発生している1箇所と死傷事故が発生した4箇所で大型矢印標示等の視覚的な逆走抑制策、Uターン防止ラバーポール等の物理的な逆走防止策を行いました。

また、2016年4月1日から、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)とその内側の高速道路の料金について整理・統一し、対距離制を基本とした料金体系に移行しました。また、都心を迂回する車両が不利にならないよう、目的地が同じであればその経路によらず最も安い料金を基本に料金を決定し、環状道路をより賢く使う料金体系を導入しました。

お客さまの利便性の向上と地域との連携強化のため、東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ(静岡県焼津市)、東名高速道路愛鷹スマートインターチェンジ(静岡県沼津市)をそれぞれ整備し、運用を開始しました。

(関連事業)

<サービスエリア事業>

サービスエリア事業については、「お招き」と「おもてなし」の心でお客さまをお迎えし、何度でも訪れたいと感じていただけるような個性豊かで魅力あふれるサービスエリアの創造に取り組みました。

当連結会計年度においては、2016年2月の新東名高速道路浜松いなさジャンクション～豊田東ジャンクション間の開通に合わせて、東海三県で最大規模となる「NEOPASA(ネオパーサ)岡崎(集約)」と、長篠・設楽原の戦いの歴史が体感できる「長篠設楽原パーキングエリア(上下線)」の3箇所の商業施設をオープンさせました。

既存の商業施設においても、当社全額出資の子会社である中日本エクシス株式会社が管理・運営するサービスエリアにおいて、季節ごとに新商品や限定商品を取り入れたキャンペーンを開催しました。新東名高速道路 NEOPASA(ネオパーサ)駿河湾沼津(上り)等ではテレビ局や有名キャラクター等とのタイアップイベントを、中央自動車道談合坂サービスエリア(上り)では WEB サイトと連動した物産展を、それぞれ開催しました。

このほか、地域食材を活かした「SA・PA メニューコンテスト全国大会」の NEXCO3 社共同での初開催や地元のとれたて野菜の販売や地元商品の品揃えの充実、近隣の方々が参加するイベントの開催等、地域活性化や地域社会との連携強化に努めました。

<その他の関連事業>

その他の関連事業については、地域開発事業、観光振興事業、旅行業、カードサービス事業、海外事業、技術外販事業等の事業を営んでいます。

地域開発事業については、東海環状自動車道土岐南多治見インターチェンジの隣接地に、当社全額出資の子会社である合同会社 NEXCO 中日本インベストメントが全額出資する NEXCO 中日本開発株式会社が複合商業施設「テラスゲート土岐」を 2015 年 4 月にオープンさせました。また、遊休地となった社有地を活用し、町田市ほか 2 箇所で戸建ての分譲宅地を開発しました。

観光振興事業については、高速道路のネットワークと地域の観光資源を組み合わせたドライブプラン、バスツアーやフォトロゲイニング等の地域イベントを積極的に展開することで、訪日外国人旅行者も対象としたハイウェイドライブ旅行を促進し、高速道路を活かした沿線地域の観光振興に取り組みました。

海外事業については、当社の関連会社である日本高速道路インターナショナル株式会社等と協力して、アジア・欧米の高速道路事業に係る現地調査を行うとともに、関係機関と事業条件の協議を進めました。また、当社は、コンサルティング業務を新たにベトナム及びカンボジアで 2 件受注し、昨年度からの継続案件 5 件と合わせ全 7 件の業務実施を通じ、現地技術者の能力向上に貢献しました。このほか、海外からの視察団の受入れ等の積極的な国際交流を通じて、幅広い情報交換ネットワークの構築を進めたほか、国が行う海外協力事業への社員の派遣や海外の道路関係会議での日本の高速道路技術の紹介等、国際貢献にも努めました。

また、2015 年 2 月 25 日に東海旅客鉄道株式会社と締結した協定に基づき、リニア中央新幹線

事業に係る用地取得の支援業務を行いました。

(元社員の所得税法違反・詐欺事案等への対応について)

2012年9月21日に調査結果を公表した元社員の所得税法違反・詐欺事案、これに関連する工事管理や用地補償に関する不適切な事務処理については、全社を挙げて再発防止策を徹底して行い、適正な業務の遂行と信頼回復に努めています。

併せて、詐欺行為により当社に損害を与えた当該元社員らに対し、損害賠償請求訴訟を提起するなど必要な訴訟対応を行っています。

【当期の業績】

当期における当社グループの業績は、営業収益が1,300,352百万円(前期比38.6%増)、営業利益が9,298百万円(前期比115.5%増)、経常利益が11,869百万円(前期比68.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益が7,912百万円(前期比80.1%増)となりました。

次に、当社の個別の業績は、営業利益が1,478百万円(前期比166.9%増)となりました。このうち、高速道路事業営業損失は△1,345百万円となりました。なお、関連事業営業利益は、2,824百万円となりました。以上により、税引前当期純利益は3,151百万円(前期比19.7%増)、当期純利益は2,464百万円(前期比291.9%増)となりました。

営業収益の増加は、当連結会計期間に新東名高速道路浜松いなさジャンクション～豊田東ジャンクション間の開通に伴い道路資産完成高を計上したこと(注1)によるものです。

また、高速道路事業の損失の発生は、笹子トンネル天井板落下事故の発生を受けて、高速道路をご利用になるお客さまの安全性を確保する対策を早期かつ確実に実施するために、安全性向上のための事業の一部について、高速道路事業の利益剰余金を活用して実施したことによるものです(注2)。

なお、当連結会計年度における通行料金収入は657,574百万円(前期比3.7%増)でした。

- (注) 1. 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「特措法」といいます。)第51条第2項から第4項までの規定に基づき高速道路機構に帰属する道路資産の完成は、道路資産完成原価と同額を道路資産完成高として計上するため、原則、損益に影響しません。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条第1項においては、高速道路機構は、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないとされていますが、この事業の実施に要した費用に係る負債を高速道路機構の債務引受けの対象とせず、当社の損失となります。当社は、この損失に充てるため、第8回定時株主総会において、高速道路事業積立金から120億円を充当して安全性向上積立金を設けています。

(2)設備投資等の状況

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結計算書類及び計算書類において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項から第4項までの規定に基づき、高速道路の工事完了時等においては高速道路機構に帰属することとなり、それ以降は当社の資産としては計上されないこととなります。

また、高速道路機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、高速道路機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せて、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号。)第6条の規定に基づく協定に基づき当社が高速道路機構から借り受けます。この高速道路機構から当社が借り受ける道路資産は、当社の資産としては計上されません。

当連結会計年度における設備投資総額は27,031百万円です。

なお、当連結会計年度に高速道路機構に帰属した道路資産の総額は、安全性向上積立金を利用して行う事業に係るものを含め595,380百万円です。

【高速道路事業】

高速道路事業では、当連結会計年度に19,613百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は次のとおりです。

- ・ 新東名高速道路浜松いなさジャンクション～豊田東ジャンクション間の開通に伴う料金徴収施設の新築
- ・ 湿塩散布車等(94台)の購入

【関連事業】

関連事業では、サービスエリア事業において、当連結会計年度に3,995百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は次のとおりです。

- ・ 新東名高速道路 NEOPASA(ネオパーサ)岡崎(集約)及び長篠設楽原パーキングエリア(上下線)の新設

(3)資金調達の状況

当連結会計年度の道路建設事業資金等に充てるため、次のとおり、総額226,056百万円の社債を発行するとともに、金融機関25機関及び高速道路機構から総額34,013百万円の借入れを行い、総額260,069百万円を調達しました。

なお、社債については、株式会社格付投資情報センターからAA+、ムーディーズ・ジャパン株式会社からA1、株式会社日本格付研究所からAAAの格付を取得しています。

種 別	発行日 (借入日)	発行額 (借入額)
社債		
中日本高速道路株式会社第 61 回社債(5 年債)	2015 年 6 月 2 日	60,000 百万円
中日本高速道路株式会社第 4 回米ドル建て社債 (5 年債)	2015 年 9 月 17 日	48,300 百万円
中日本高速道路株式会社第 62 回社債(5 年債)	2015 年 11 月 13 日	50,000 百万円
中日本高速道路株式会社第 63 回社債(10 年債)	2015 年 11 月 13 日	20,000 百万円
中日本高速道路株式会社第 5 回米ドル建て社債 (5 年債)	2016 年 2 月 16 日	47,756 百万円
社債 計		226,056 百万円
長期借入金		
長期借入金(3 年) 株式会社三菱東京 UFJ 銀行	2015 年 4 月 30 日	1,000 百万円
長期借入金 高速道路機構	2015 年 4 月 30 日	7 百万円
長期借入金 高速道路機構	2015 年 6 月 30 日	2 百万円
長期借入金 高速道路機構	2015 年 10 月 30 日	2 百万円
長期借入金 高速道路機構	2016 年 1 月 29 日	1 百万円
長期借入金(4 年) 株式会社三菱東京 UFJ 銀行他	2016 年 3 月 29 日	33,000 百万円
長期借入金 計		34,013 百万円
合計		260,069 百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、民営化 10 年の節目と「安全性向上3カ年計画」の完了を機に、少子高齢化や人口減少、社会インフラの老朽化、情報通信技術(ICT 技術)の高度化等、今後の社会環境の大きな変化を見据え、次の 10 年、民営化 20 年に向けて、当社グループが進むべき方向性を社内外に明確に示すため、経営理念を一部見直し、新たな経営計画 2016 チャレンジ V を策定することとしました。

また、経営理念に掲げる当社グループの役割、社会的使命をより高いレベルで果たしていくため、次の 4 点を 2020 年度までの経営方針としました。

I 高速道路の安全性向上と機能強化の不断の取組み

お客さまに安全な高速道路を提供し続けることこそ、最大の使命であるとの強い決意のもと、次の「5つの取組み方針」に基づき、安全性向上の取組みを持続的に進めます。

- ・ 安全を最優先とする企業文化の醸成
- ・ 道路構造物の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの継続的改善
- ・ 安全活動の推進
- ・ 安全を支える人財の育成
- ・ 安全性向上に向けた着実かつ効率的な事業の推進

また、高速道路ネットワークの整備を着実かつ効率的に進めるとともに、構造物の老朽化や近年の厳しい気象環境等の課題に柔軟に対応し、信頼性の高い高速道路ネットワークの管理・運営とお客さまに満足していただけるサービスを安定的かつ持続的に提供します。

II 安全・快適を高める技術開発の推進

安全を何よりも優先し、「安心・快適な高速道路空間の提供」、「地域の活性化と暮らしの向上」、「世界の持続可能な発展」のため、技術戦略を策定し、取り組むべきテーマの選択と集中を行い、限られた資源を有効に活用した技術開発を進め、点検困難箇所での点検手法や点検・診断を補完する技術、ライフサイクルコストの低減や品質確保につながる高速道路リニューアルプロジェクトに資する技術、交通渋滞の緩和や交通安全対策の推進のための自動運転を支援する道路インフラ技術を構築します。

III 社会・経済の変化も見据えた地域活性化への貢献

社会・経済の変化も見据えた地域活性化への貢献を図るため、高速道路ネットワークの整備や災害時の協力等による地域支援、地域活性化を目的としたインターチェンジ周辺開発事業の推進等による地域協働等を通じて、地域経済の活性化による地域の生活の質の向上に努めます。

また、地域特産品コーナーの充実や各種キャンペーン等を通じて地域商材を使った地産地消メニューを展開するなど地域活性化の核となるサービスエリアづくりに取り組みます。

IV 社会の要請に応え続けるための経営基盤の強化

NEXCO 中日本グループの企業価値の向上をめざし、グループ全体最適化のための業務分担の明確化や生産性向上のための現場の課題解決に向けた業務プロセスの見直し、業務効率化の良好事例の水平展開を推進します。

また、安全を最優先に、自ら考えリーダーシップを発揮できる社員の育成や社員にステークホルダーの皆さまの期待に応え続ける使命感と時代を支える矜持を醸成します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループ(企業集団)の財産及び損益の状況

期別 区分	2012年度 第8期	2013年度 第9期	2014年度 第10期	2015年度 第11期 (当連結会計年度)
営業収益	1,681,015 百万円	635,443 百万円	938,169 百万円	1,300,352 百万円
経常利益	8,038 百万円	3,433 百万円	7,037 百万円	11,869 百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益 ^(注)	4,352 百万円	1,230 百万円	4,394 百万円	7,912 百万円
1株当たり当期純 利益	33円48銭	9円46銭	33円80銭	60円86銭
総資産	1,183,994 百万円	1,391,882 百万円	1,480,644 百万円	1,156,585 百万円

(注)「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 最終改正平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より「親会社株主に帰属する当期純利益」としています。

② 当社の財産及び損益の状況

期別 区分	2012年度 第8期	2013年度 第9期	2014年度 第10期	2015年度 第11期 (当事業年度)
営業収益	1,648,695 百万円	603,402 百万円	914,371 百万円	1,275,222 百万円
経常利益	2,182 百万円	△2,208 百万円	2,721 百万円	3,241 百万円
当期純利益	583 百万円	△3,094 百万円	628 百万円	2,464 百万円
1株当たり当期純 利益	4円48銭	△23円80銭	4円83銭	18円95銭
総資産	1,163,081 百万円	1,371,936 百万円	1,457,627 百万円	1,130,922 百万円

(6) 重要な子会社の状況(2016年3月31日現在)

1) 重要な子会社の状況

番号	名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
①	中日本エクシス株式会社	45 百万円	100%	サービスエリア・パーキングエリア 内商業施設の管理・運営業務
②	中日本エクストール横浜株式会社	100 百万円	100%	高速道路の料金收受業務
③	中日本エクストール名古屋株式会社	100 百万円	100%	高速道路の料金收受業務
④	中日本ハイウェイ・パトロール東京 株式会社	50 百万円	100%	高速道路の交通管理業務

⑤	中日本ハイウェイ・パトロール名古屋株式会社	50 百万円	100%	高速道路の交通管理業務
⑥	中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社	90 百万円	100% (19.7%)	高速道路の保全点検業務
⑦	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社	90 百万円	100% (18.7%)	高速道路の保全点検業務
⑧	中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社	30 百万円	88.7% (5.5%) [11.2%]	高速道路の維持修繕業務
⑨	中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社	50 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑩	中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社	45 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑪	中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社	50 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑫	NEXCO中日本サービス株式会社	75 百万円	100%	サービスエリア・コンシェルジュ業務、人材サービス、不動産事業等
⑬	中日本高速技術マーケティング株式会社	30 百万円	100%	商品販売・開発及びコンサルティング業務
⑭	合同会社NEXCO中日本インベストメント	10 百万円	100%	不動産事業、国内外のインフラ事業等の投資事業
⑮	中日本ハイウェイ・リテール横浜株式会社	35 百万円	100% (100%)	パーキングエリアの売店運営業務
⑯	中日本ハイウェイ・リテール名古屋株式会社	20 百万円	72.1% (72.1%)	パーキングエリアの売店運営業務
⑰	中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社	30 百万円	100% (100%)	高速道路の自動販売機事業、飲食事業等
⑱	中日本ロード・メンテナンス静岡株式会社	20 百万円	100% (100%)	高速道路の維持修繕業務
⑲	中日本ロード・メンテナンス東京株式会社	62 百万円	89.9% (89.9%) [10.0%]	高速道路の維持修繕業務
⑳	中日本ロード・メンテナンス東海株式会社	30 百万円	85.7% (85.7%)	高速道路の維持修繕業務
㉑	中日本ロード・メンテナンス中部株式会社	45 百万円	91.1% (91.1%)	高速道路の維持修繕業務

㉔	中日本ロード・メンテナンス金沢株式会社	75 百万円	80.5% (80.5%)	高速道路の維持修繕業務
㉕	中日本高速オートサービス株式会社	20 百万円	100% (100%)	高速道路の維持管理車両の車両管理業務
㉖	NEXCO中日本開発株式会社	90 百万円	100% (100%)	商業施設等の開発、管理及び運営業務
㉗	箱根ターンパイク株式会社	37 百万円	100% (100%)	自動車道事業の経営、管理及び運営業務

(注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

2. 議決権比率の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

3. 株式会社エイチ・アール横浜は、2015年7月1日に中日本ハイウェイ・リテール横浜株式会社に商号変更しました。(番号㉘)

4. 株式会社グランセルセイワサービスは、2015年7月1日に中日本ハイウェイ・リテール名古屋株式会社に商号変更しました。(番号㉙)

2) 重要な関連会社の状況

番号	名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
①	北陸高速道路ターミナル株式会社	100 百万円	27.6% (3.2%)	トラックターミナルの管理、運営業務
②	株式会社NEXCOシステムズ	50 百万円	33.3%	料金、経理、人事、給与等基幹システムの運用管理業務
③	株式会社高速道路総合技術研究所	45 百万円	33.3%	高速道路技術に関する調査、研究及び開発業務
④	株式会社NEXCO保険サービス	15 百万円	33.3%	損害保険代理業、生命保険募集業等
⑤	ハイウェイ・トール・システム株式会社	75 百万円	24.0% (7.8%) [7.8%]	料金収受機械保守業務
⑥	日本高速道路インターナショナル株式会社	49 百万円	28.6%	海外の高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理に関する業務
⑦	中日本施設管理株式会社	30 百万円	20.0% (20.0%)	高速道路の付帯設備に関する保全点検業務
⑧	日本ロード・メンテナンス株式会社	100 百万円	15.0% (15.0%)	高速道路の維持修繕業務
⑨	株式会社東京ハイウェイ	86 百万円	15.0% (15.0%)	高速道路の維持修繕業務

⑩	NHS名古屋株式会社	20 百万円	33.5% (33.5%)	高速道路の維持修繕業務
⑪	ティーシーメンテナンス株式会社	20 百万円	33.4% (33.4%)	高速道路の維持修繕業務
⑫	株式会社高速保全	30 百万円	33.3% (33.3%)	高速道路の維持修繕業務
⑬	株式会社デーロス・ジャパン	99 百万円	30.3% (30.3%)	道路構造物の調査・診断及び補修・補強事業

(注)1. 議決権比率の()内は間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

2. 議決権比率の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、1都11県の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理及びこれらに関連する事業を行っています。

【高速道路事業】

新東名高速道路をはじめとする7路線212kmの建設を行う建設事業及び東名高速道路をはじめとする営業中の23路線2,058kmの改築、維持、修繕その他の管理を行う保全・サービス事業を行っています。

【関連事業】

サービスエリア事業、地域開発事業、観光振興事業、海外事業等の関連事業を行っています。

(8) 主要な営業所(2016年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社 (名古屋市)

支社等

東京支社(東京都港区)

名古屋支社(名古屋市)

八王子支社(東京都八王子市)

金沢支社(石川県金沢市)

工事事務所12箇所、保全・サービスセンター24箇所

ベトナム事務所

② 重要な子会社の本店所在地

中日本エクス株式会社(名古屋市)

中日本エクストール横浜株式会社(横浜市)
 中日本エクストール名古屋株式会社(名古屋市)
 中日本ハイウェイ・パトロール東京株式会社(東京都新宿区)
 中日本ハイウェイ・パトロール名古屋株式会社(名古屋市)
 中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社(東京都新宿区)
 中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社(名古屋市)
 中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社(横浜市)
 中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社(東京都八王子市)
 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社(名古屋市)
 中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社(石川県金沢市)
 NEXCO中日本サービス株式会社(名古屋市)
 中日本高速技術マーケティング株式会社(名古屋市)
 合同会社NEXCO中日本インベストメント(名古屋市)
 中日本ハイウェイ・リテール横浜株式会社(横浜市)
 中日本ハイウェイ・リテール名古屋株式会社(名古屋市)
 中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社(横浜市)
 中日本ロード・メンテナンス静岡株式会社(静岡県磐田市)
 中日本ロード・メンテナンス東京株式会社(東京都町田市)
 中日本ロード・メンテナンス東海株式会社(名古屋市)
 中日本ロード・メンテナンス中部株式会社(名古屋市)
 中日本ロード・メンテナンス金沢株式会社(石川県白山市)
 中日本高速オートサービス株式会社(愛知県一宮市)
 NEXCO中日本開発株式会社(名古屋市)
 箱根ターンパイク株式会社(神奈川県小田原市)

(9) 従業員の状況(2016年3月31日現在)

① 当社グループ(企業集団)の使用人の状況

事業の種類別	従業員数
高速道路事業	8,873(1,566)名
サービスエリア事業	499 (932)名
その他(関連)事業	108 (72)名
全社(共通)	324 (0)名
合計	9,804 (2,570)名

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は、全会計期間の平均人員を()内に外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
2,112 名	42.5 歳	19.0 年

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を通算した年数を示しています。

(10) 主要な借入先及び借入額(2016年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	11,845 百万円
株式会社みずほ銀行	10,920 百万円
株式会社三井住友銀行	10,920 百万円
信金中央金庫	7,920 百万円
農林中央金庫	7,920 百万円

(注) 借入金残高については、単位未満切捨てで記載しています。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況(2016年3月31日現在)

①発行可能株式総数 520,000,000 株

②発行済株式の総数 130,000,000 株

③株主数 1名

④大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
財務大臣	130,000,000 株	100.00%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

特に記載すべき事項はありません。

4.会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2016年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
茶村 俊一	取締役会長	J.フロントリテイリング株式会社 代表取締役会長
宮池 克人	代表取締役社長 兼最高経営責任者(CEO)兼グループCEO 兼最高執行責任者(COO)兼グループCOO 監査部担当	
高松 隆久	取締役 常務執行役員 東京支社長 兼東京オリンピック・パラリンピック担当	
廣瀬 輝	取締役 常務執行役員 技術・建設本部長	
小室 俊二	取締役 常務執行役員 経営企画本部長	
猪熊 康夫	取締役 常務執行役員 保全企画本部長	
樺島 徹	取締役 常務執行役員 総務本部長 兼倫理・法令遵守担当(CCO)兼グループCCO	
田宮 道衛	常勤監査役	
岡山 弘	常勤監査役	
白石 真澄	監査役	関西大学政策創造学部 教授 旭化成株式会社 社外取締役 新関西国際空港株式会社 監査役
水尾 健一	監査役	

- (注) 1. 取締役茶村俊一氏は、会社法(平成17年法律第86号)第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 常勤監査役岡山弘氏、監査役白石真澄氏及び監査役水尾健一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 取締役茶村俊一氏は、2016年5月26日付けでJ.フロントリテイリング株式会社相談役に就任しました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款又は株主総会 決議に基づく報酬	6名	106,573,494円	4名	41,890,000円	10名	148,463,494円

(注) 1. 創立総会決議による報酬限度額は次のとおりです。

取締役 年額 200 百万円以内 (2005 年 9 月 28 日創立総会決議)

監査役 年額 70 百万円以内 (2005 年 9 月 28 日創立総会決議)

2. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金 10,694,636 円(取締役 5 名 7,276,410 円、監査役 4 名 3,418,226 円)を計上しています。

(3) 社外役員に関する事項

①各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	茶村 俊一	就任後開催の取締役会 15 回のうち 14 回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	岡山 弘	就任後開催の取締役会 15 回の全てに、また、監査役会 15 回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	白石 真澄	就任後開催の取締役会 15 回のうち 12 回に、また、監査役会 15 回のうち 13 回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	水尾 健一	就任後開催の取締役会 15 回の全てに、また、監査役会 15 回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。

②責任限定契約の内容の概要

区分	氏名	概要
監査役	田宮 道衛	当社と会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としています。
監査役	岡山 弘	当社と会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としています。
監査役	白石 真澄	当社と会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としています。
監査役	水尾 健一	当社と会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としています。

(4) 社外役員の報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款又は株主総会決議に 基づく報酬	一名	一円	3名	25,145,000円	3名	25,145,000円

(注) 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金 2,051,833 円を計上しています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額	66,000千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益 の合計額	131,169千円

(注) 1. 監査役会は、総務本部経理部及び会計監査人からの報告内容等を基に、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の見積りの算出根拠等について検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 2 項の同意を致しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めています。

3. 当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務である、英文財務諸表作成支援業務等についての対価を支払っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、会社法等の法令違反のほか、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等から適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会付議議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2015年12月22日付で発表した処分の内容の概要

①処分の対象者

新日本有限責任監査法人

②処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月（2016年1月1日から同年3月31日まで）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③処分理由

- ・新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の2010年3月期、2012年3月期及び2013年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6.業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制

当社が「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」として取締役会で決議した事項は、次のとおりです。（2015年5月21日一部改正）

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役をはじめ、すべての役員及び社員一人ひとりが高い理念と規範に基づき行動することを認識し、さまざまな局面で実践すべき指針として「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を定めるとともに、倫理・法令遵守担当役員（CCO）を置き、当社のコンプライアンス推進を統括します。

また、外部有識者を主体とする人事・倫理委員会を設置し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題について審議します。

取締役会規程に基づき、取締役会を定期に開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役は、定期的に業務執行状況の報告を行います。

入札契約手続きについては、その透明性・公正性を高めるために、道路工事等の入札契約機関である支社毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書の管理に関する規則を制定の上、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役

会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全を最優先に、安心・快適な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故をはじめ、国民的被害のおそれのある重大事象などのクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、危機管理を専門的に統括する職を置き、有事の際の迅速かつ的確な対処を行うための体制・要領等を整備するとともに、高速道路の安全性を向上させるため、本社に安全管理部を設置し、安全性向上に資する計画の策定、実行、評価及び改善のサイクルを着実に実行する体制を整備します。

また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、全執行役員を委員とするリスクマネジメント委員会及び組織単位のリスクマネジメント部会を設置し、リスクを組織的に管理し、損失などの回避または低減を図る体制を整備します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定期に開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、執行役員制の導入により、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役のチェック機能を強化します。

また、取締役会の機能強化と経営効率の向上のため、執行役員等をメンバーとする経営会議を定期に開催して重要な事項について審議するとともに、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定します。

高速道路事業については、現場が当事者意識を持って自律的な事業執行を行うことを目的に、事業執行の主体である支社と、それを支援する本社の所掌事務を明確に区分し、適確な業務の執行の体制を整備します。

また、グループ全体で企業ビジョンや経営方針などを共有するため、中期経営計画を策定し、社会・経済情勢等に応じ、臨機に見直しを行うとともに、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範をはじめとするコンプライアンスに関する規程等を制定します。併せて、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、社内研修等の実施により、継続的な啓発・支援等を行います。

また、コンプライアンスに関する通報・相談を通じて法令や社内規程等の遵守、不祥事の未然防止などを図るため、社内相談窓口として「コンプラホットライン」、社外相談窓口として「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えます。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループ経営の基本方針を示すとともに、各子会社の自主性を尊重しつつ、経営管理・業績評価を実施します。

当社グループ全体の執行方針の討議・共有のため、取締役、執行役員、子会社の社長等をメンバーとするグループ全体会議を定期に開催します。各子会社は、全体会議の開催に先立ち、業務の執行状況等について当社に報告します。

当社は、グループ会社管理規程に基づき、子会社の自律的な経営を促しつつ子会社の経営上重要な事項については、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、リスクマネジメント規程に基づくリスクマネジメントシステムの運用などにより、グループ全体のガバナンスを強化します。

各子会社は、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定することなどにより、それぞれ職務を効率的に執行します。

また、子会社においても「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を適用するとともに、各子会社に倫理・法令遵守担当役員(CCO)を設置し、グループCCO会議を開催するなど、グループ一体となったコンプライアンスを推進します。

さらに、各子会社においても、コンプライアンスに関する社内相談窓口を設置するとともに、当社が設置する「コンプラ弁護士ホットライン」を利用できるようにし、安心して相談ができる環境を整えます。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に経営会議に報告します。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査業務を補助するため、監査役スタッフとして法律知識、税務・会計知識、技術関連知識を有する専任の使用人を必要数配置します。

また、監査を適正に行う上で法律、会計又は技術に関する高度な知識・能力等を特に必要とする場合にあっては、弁護士、公認会計士等の専門家を活用できるものとします。

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼ

す事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実施状況並びに「コンプラホットライン」及び「コンプラ弁護士ホットライン」の運営状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、コンプライアンスに関する相談窓口の運営状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告等の重要書類を随時閲覧できるようにします。

⑨監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び各子会社は、監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしません。

そして、上司又はコンプライアンスに関する相談窓口に通報・相談を行った者がそのことを理由として不利益を受けることはない旨を規程に定めることなどにより、実効性を確保します。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行上必要な費用について、監査役会があらかじめ予算を計上できるようにするとともに、緊急に支出を要した費用については、事後、会社に求償することができるようにします。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期に意見交換を行います。特に、監査役の選任について、監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との間で意見交換できる体制を整えます。

また、監査役と監査部及び会計監査人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期に意見交換を行います。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりです。

なお、本方針に基づく適正な業務執行体制が確保されているか確認を行うため、毎年定期的に取締役会に業務の実施状況を報告しています。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」その他コンプライアンスに関する規程類は、取締役をはじめ、すべての役員及び社員が常時閲覧可能となっています。また、NEXCO中日本グループCCO会議を開催し、中日本グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っています。

・人事・倫理委員会を開催し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備等について審議しています。

・取締役会を定期に開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、会社経営に重大な影響を及ぼす事案等について、テーマごとに業務の執行状況を報告しています。

・入札監視委員会を開催し、契約手続の透明性・公正性の向上に努めています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会の議事録等取締役の職務執行に係る文書等は、「中日本高速道路株式会社文書管理規則」に基づき適正に保存及び管理をしています。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「中日本高速道路株式会社リスクマネジメント規程」に基づきリスクマネジメント委員会を開催し、経営施策とそれらに紐づくリスクの一元的なモニタリングを行っています。

・「中日本高速道路株式会社防災業務要領」や「中日本高速道路株式会社業務継続計画（BCP）」の適時適切な見直し等により、道路事業リスクに関する危機管理体制を強化しています。また、「安全性向上3カ年計画」に基づく施策の実施にあたり、安全管理部を事務局とする安全性向上有識者会議を開催し、安全性向上に対する専門知識や実務経験が豊富な外部有識者の意見を求め、当該施策を着実に推進させるとともに、経営陣による安全に関するメッセージの発信、各職場における安全討議の実施等により、安全を最優先とする企業文化の構築を図っています。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会及び経営会議を定期に開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、会社経営に重大な影響を及ぼす事案等について、テーマごとに業務の執行状況を報告しています。

・「中日本高速道路株式会社職務権限・責任規程」を制定し、職務の執行に関する権限と責任を明確にしています。

・「中日本高速道路株式会社組織規程」を制定し、本社及び支社の所掌事務を明確に区分し、的確な業務の執行の体制を整備しています。

・グループ全体の経営方針の討議・共有の場として当社及びグループ会社においてグループ戦略会議を開催し、その成果を経営計画等に反映させています。また、「グループ会社業績

評価実施要領」を制定し、業績評価の実施に関して必要な事項を定めています。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」その他コンプライアンスに関する規程類は、取締役をはじめ、すべての役員及び社員が常時閲覧可能となっています。また、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、社内研修等を実施しています。
- ・「コンプラホットライン」や「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えています。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ全体の経営方針の討議・共有の場として当社及びグループ会社においてグループ戦略会議を開催し、その成果を経営計画等に反映させています。
- ・「グループ会社業績評価実施要領」を制定し、業績評価の実施に関して必要な事項を定めています。
- ・「中日本高速道路株式会社グループ会社管理規程」に基づき、子会社の自律的な経営を促しつつ、子会社の経営上重要な事項については当社の事前承認又は当社への報告を求めることにより、グループ全体のガバナンスを強化しています。
- ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を子会社にも適用し、また、NEXCO中日本グループCCO会議を開催し、グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っています。
- ・監査部は、当社及びグループ会社の監査結果を経営会議に報告しています。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・専任の監査役スタッフを配置し、監査役の業務をサポートしています。また、弁護士等の専門家を活用し、監査を適正に行うことに努めています。
- ・監査役スタッフの人事異動、人事評価及び懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を要件とし、独立性を確保しています。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ・当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプラホットライン」及び「コンプラ弁護士ホットライン」の運営状況等について、監査役に定期又は随時報告しています。
- ・取締役会、経営会議、グループ戦略会議等の当社及び当社グループの重要会議に監査役が出席することを関係規程類に定めるなどしています。

・「中日本高速道路株式会社文書管理規則」に基づき、監査役が重要書類を閲覧できるようにしています。

⑨監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・通報・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることはない旨をグループ各社の倫理行動規準に規定しています。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役の職務の執行上必要な費用を監査役会があらかじめ予算計上できるようにするとともに、緊急に支出を要した費用については、事後、会社に求償できるようにしています。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役と取締役、監査部及び公認会計士との定期的な意見交換を行っています。また、グループ監査役連絡会を開催し、監査役と子会社の監査役との意見交換を行っています。

7.株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

8.その他株式会社の状況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

貸借対照表

2016年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額		
(資産の部)			
I 流動資産			
現金及び預金		69,402	
高速道路事業営業未収入金		72,391	
未収入金		9,066	
短期貸付金		16	
仕掛道路資産		684,766	
商品		2	
原材料		259	
貯蔵品		604	
受託業務前払金		6,826	
前払金		715	
前払費用		243	
繰延税金資産		1,706	
その他		15,758	
貸倒引当金		△ 9	
流動資産合計		861,750	861,750
II 固定資産			
A 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	2,135		
減価償却累計額	△ 813	1,322	
構築物	45,290		
減価償却累計額	△ 8,505	36,784	
機械及び装置	98,929		
減価償却累計額	△ 62,498	36,431	
車両運搬具	24,179		
減価償却累計額	△ 17,075	7,104	
工具、器具及び備品	6,872		
減価償却累計額	△ 4,806	2,065	
土地		228	
リース資産	77		
減価償却累計額	△ 61	16	
建設仮勘定		1,675	85,630
無形固定資産		2,824	88,454
B 関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	40,223		
減価償却累計額	△ 12,813	27,409	
構築物	9,630		
減価償却累計額	△ 4,192	5,437	
機械及び装置	2,193		
減価償却累計額	△ 1,255	938	
車両運搬具	0		
減価償却累計額	△ 0	0	
工具、器具及び備品	431		
減価償却累計額	△ 255	175	
土地		109,507	
建設仮勘定		1,522	144,991
無形固定資産		641	145,633
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	12,757		
減価償却累計額	△ 4,786	7,970	
構築物	1,209		
減価償却累計額	△ 681	528	
機械及び装置	37		
減価償却累計額	△ 7	29	
車両運搬具	12		
減価償却累計額	△ 12	0	
工具、器具及び備品	2,543		
減価償却累計額	△ 1,594	949	
土地		7,360	
リース資産	901		
減価償却累計額	△ 404	496	
建設仮勘定		16	17,350
無形固定資産		4,440	21,791

科 目	金 額		
D その他の固定資産			
有形固定資産			
建物	168		
減価償却累計額	△ 106	62	
構築物	0		
減価償却累計額	△ 0	0	
工具、器具及び備品	1		
減価償却累計額	△ 1	0	
土地		551	614
E 投資その他の資産			
関係会社株式		7,484	
関係会社出資金		50	
長期貸付金		7	
長期前払費用		2,358	
その他		2,217	
貸倒引当金		△ 435	11,682
固定資産合計			268,177
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費		994	
繰延資産合計			994
資 産 合 計			<u>1,130,922</u>
(負債の部)			
I 流動負債			
高速道路事業営業未払金		180,182	
1年以内返済予定長期借入金		0	
リース債務		233	
未払金		31,299	
未払費用		766	
未払法人税等		761	
預り連絡料金		2,367	
預り金		26,955	
受託業務前受金		7,338	
前受金		134	
前受収益		104	
賞与引当金		1,189	
その他		7,874	
流動負債合計			259,208
II 固定負債			
道路建設関係社債		535,721	
道路建設関係長期借入金		68,013	
その他の長期借入金		7	
リース債務		343	
繰延税金負債		192	
受入保証金		15,138	
退職給付引当金		56,373	
役員退職慰労引当金		80	
ETCマイレージサービス引当金		8,569	
ポイント引当金		18	
その他		8,622	
固定負債合計			693,081
負 債 合 計			<u>952,289</u>
(純資産の部)			
I 株主資本			
資本金			65,000
資本剰余金			
資本準備金		65,000	
その他資本剰余金		6,650	
資本剰余金合計			71,650
利益剰余金			
その他利益剰余金			
安全性向上積立金	3,975		
高速道路事業積立金	11,966		
固定資産圧縮積立金	440		
別途積立金	22,479		
繰越利益剰余金	3,121	41,982	
利益剰余金合計			41,982
株主資本合計			178,632
純 資 産 合 計			<u>178,632</u>
負債純資産合計			<u>1,130,922</u>

損 益 計 算 書

2015年4月1日から2016年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 高速道路事業営業損益		
1 営業収益		
料金収入	657,597	
道路資産完成高	591,392	
受託業務収入	2	
その他の売上高	580	
	580	1,249,572
2 営業費用		
道路資産賃借料	479,507	
道路資産完成原価	595,380	
管理費用	176,027	
受託業務費用	2	
	2	1,250,917
高速道路事業営業損失(△)		△ 1,345
II 関連事業営業損益		
1 営業収益		
受託業務収入	10,347	
休憩所等事業収入	13,648	
不動産賃貸収入	70	
その他の事業収入	1,583	
	1,583	25,649
2 営業費用		
受託業務費用	10,322	
休憩所等事業費	10,573	
不動産賃貸費用	32	
その他の事業費用	1,897	
	1,897	22,825
関連事業営業利益		2,824
全事業営業利益		1,478
III 営業外収益		
受取利息		18
有価証券利息		23
受取配当金		375
土地物件貸付料		211
前受金取崩益		474
固定資産受贈益		340
雑収入		373
		1,816
IV 営業外費用		
支払利息		40
物品売却損		8
雑損失		5
		54
経常利益		3,241
V 特別利益		
固定資産売却益		119
		119
VI 特別損失		
固定資産売却損		36
固定資産除却損		173
		209
税引前当期純利益		3,151
法人税、住民税及び事業税		880
法人税等調整額		△193
当期純利益		2,464

株主資本等変動計算書

2015年4月1日から2016年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本											純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計		
					安全性 向上 積立金	高速道 路事業 積立金	固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
2015年4月1日期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650	8,001	13,353	434	20,024	△2,296	39,517	176,168	176,168
事業年度中の変動額												
安全性向上積立金の取崩					△4,025				4,025	-	-	-
高速道路事業積立金の取崩						△1,387			1,387	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩							△4		4	-	-	-
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の調整額							10		△10	-	-	-
別途積立金の積立								2,454	△2,454	-	-	-
当期純利益									2,464	2,464	2,464	2,464
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△4,025	△1,387	5	2,454	5,417	2,464	2,464	2,464
2016年3月31日期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650	3,975	11,966	440	22,479	3,121	41,982	178,632	178,632

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ③ その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕掛道路資産
個別法による原価法によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
- ② 商品
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- ③ 原材料、貯蔵品
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	8年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(6) ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。

四 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

③ ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更

(損益計算書)

- ① 前事業年度まで関連事業営業損益の営業費用で表示しておりました「受託業務事業費」は、高速道路事業等会計規則（平成17年6月1日国土交通省令第65号）の改正に伴い、当事業年度より「受託業務費用」に名称を変更しております。
- ② 前事業年度において、区分掲記しておりました営業外収益の「還付加算金」（当事業年度4百万円）は、重要性が乏しくなったため、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

一 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

- ① 道路建設関係社債 535,721百万円（額面額535,721百万円）
 - ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 1,392,520百万円
- なお、上記の他、「資金決済に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産 その他」234百万円を法務局に供託しております。

二 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第 16 条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	661,000 百万円
東日本高速道路(株)	5 百万円
西日本高速道路(株)	11 百万円
合 計	661,017 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 1,454,620 百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が 592,520 百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が 60,000 百万円減少しております。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,942 百万円
長期金銭債権	83 百万円
短期金銭債務	52,353 百万円
長期金銭債務	12,109 百万円

四 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

高速道路事業固定資産	
機械及び装置	3 百万円
車両運搬具	27 百万円
関連事業固定資産	
建物	8 百万円
構築物	27 百万円
機械及び装置	186 百万円
合 計	253 百万円

4. 損益計算書に関する注記

一 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	13,463 百万円
営業費用	124,897 百万円
営業取引以外の取引による取引高	5,883 百万円

- 二 中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故損害賠償請求訴訟に係る損害賠償金 295 百万円は、高速道路事業営業損益の営業費用の管理費用に含めております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数	
普通株式	130,000,000 株

6. 税効果会計に関する注記

一 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	135 百万円
賞与引当金	364 百万円
退職給付引当金	17,135 百万円
ETC マイレージサービス引当金	2,604 百万円
その他	3,415 百万円
繰延税金資産小計	23,654 百万円
評価性引当額	△ 21,942 百万円
繰延税金資産合計	1,711 百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 192 百万円
その他	△ 4 百万円
繰延税金負債合計	△ 197 百万円
繰延税金資産の純額	1,514 百万円

二 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.0%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.6%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.4%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 67 百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1 年内	423,715 百万円
1 年超	17,524,332 百万円
合 計	17,948,047 百万円

(注) 1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね 5 年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 17 条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

一 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	479,507	高速道路事業営業未払金	100,402
			道路資産、債務の引渡及び借入金の連帯債務	道路資産完成高(注1)	591,392	高速道路事業営業未収入金	13,950
				債務の引渡及び債務保証(注2)	652,520	—	—
			借入金の連帯債務	債務保証(注3)	661,000	—	—
				債務保証(注4)	802,100	—	—

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との間で協議の上、協定を締結しております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、前事業年度までに引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

9. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,374.09 円
一株当たり当期純利益金額	18.95 円

10. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債の発行を決議しております。

区分	中日本高速道路株式会社第6回米ドル建て社債 (固定債)
発行総額	金3.5億米ドル[金38,279百万円]
利率	年2.293パーセント
発行価格	100パーセント
払込期日	平成28年4月25日
償還期日	平成33年4月23日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第6回米ドル建て社債 (変動債)
発行総額	金2.5億米ドル[金27,342百万円]
利率	変動金利
発行価格	100パーセント
払込期日	平成28年4月25日
償還期日	平成33年4月23日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第1回豪ドル建て社債 (固定債)
発行総額	金1億豪ドル[金7,872百万円]
利率	年3.374パーセント
発行価格	100パーセント
払込期日	平成28年5月31日
償還期日	平成38年5月28日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第7回米ドル建て社債 (固定債)
発行総額	金5億米ドル[金54,880百万円]
利率	年2.362パーセント
発行価格	100パーセント
払込期日	平成28年5月31日
償還期日	平成33年5月28日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第7回米ドル建て社債 (変動債)
発行総額	金1.5億米ドル[金16,464百万円]
利率	変動金利
発行価格	100パーセント
払込期日	平成28年5月31日
償還期日	平成33年5月28日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第64回社債
発行総額	金98億円
利率	年0.060パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成28年5月31日
償還期日	平成33年5月31日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(厚生年金基金の代行返上)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成28年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。今後、代行部分過去分返上認可の日及び年金資産の返還の日において、代行返上に伴う損益を計上し、代行部分過去分に係る退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

(重要な契約の変更)

当社は、高速道路株式会社法第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更することを、平成28年5月19日開催の取締役会にて決議しております。

協定の相手	(独)日本高速道路保有・債務返済機構
変更時期	平成28年6月
変更内容	東海北陸自動車道(五箇山IC～小矢部砺波IC)付加車線事業、スマートIC(5箇所)及び東京外かく環状自動車道(中央JCT(仮称)～東名JCT(仮称))の事業の追加、計画料金収入の見直し等
変更による影響	新設、改築又は修繕に係る債務引受限度額、道路資産の貸付料の額及び計画料金収入の額が増額となる予定

連結貸借対照表

2016年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
(資産の部)		
I 流動資産		
1. 現金及び預金		73,444
2. 高速道路事業営業未収入金		72,387
3. 未収入金		9,777
4. 有価証券		50
5. 仕掛道路資産		683,161
6. たな卸資産		2,936
7. 繰延税金資産		2,873
8. その他		25,727
貸倒引当金		<u>△10</u>
流動資産合計		870,347
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
(1) 建物	64,395	
減価償却累計額	<u>△21,997</u>	42,398
(2) 構築物	58,693	
減価償却累計額	<u>△14,534</u>	44,158
(3) 機械及び装置	101,896	
減価償却累計額	<u>△64,084</u>	37,811
(4) 車両運搬具	25,932	
減価償却累計額	<u>△18,384</u>	7,547
(5) 工具、器具及び備品	14,536	
減価償却累計額	<u>△9,851</u>	4,684
(6) 土地		120,413
(7) リース資産	2,871	
減価償却累計額	<u>△1,227</u>	1,644
(8) 建設仮勘定		<u>3,836</u>
有形固定資産合計		262,494
2. 無形固定資産		8,884
3. 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券		5,512
(2) 繰延税金資産		3,027
(3) 退職給付に係る資産		266
(4) その他		5,571
貸倒引当金		<u>△514</u>
投資その他の資産合計		<u>13,864</u>
固定資産合計		285,243
III 繰延資産		
道路建設関係社債発行費		<u>994</u>
繰延資産合計		<u>994</u>
資 産 合 計		<u><u>1,156,585</u></u>
(負債の部)		
I 流動負債		
1. 高速道路事業営業未払金		158,267
2. 1年以内返済予定長期借入金		100
3. 未払金		48,021
4. 未払法人税等		2,940
5. 賞与引当金		3,149
6. その他		<u>21,417</u>
流動負債合計		233,897
II 固定負債		
1. 道路建設関係社債		535,721
2. 道路建設関係長期借入金		68,013
3. 長期借入金		832
4. 役員退職慰労引当金		235
5. ETCマイレージサービス引当金		8,569
6. ポイント引当金		18
7. 退職給付に係る負債		91,204
8. その他		<u>27,405</u>
固定負債合計		<u>732,002</u>
負 債 合 計		<u><u>965,899</u></u>

科 目	金 額	
(純資産の部)		
I 株主資本		
1. 資本金	65,000	
2. 資本剰余金	71,868	
3. 利益剰余金	<u>77,376</u>	
株主資本合計		214,245
II その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	53	
退職給付に係る調整累計額	<u>△25,679</u>	
その他の包括利益累計額合計		△25,625
III 非支配株主持分		<u>2,065</u>
純 資 産 合 計		<u>190,685</u>
負債純資産合計		<u>1,156,585</u>

連結損益計算書

2015年4月1日から2016年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 営業収益	1,300,352	
II 営業費用		
1. 道路資産賃借料	479,507	
2. 高速道路等事業管理費及び売上原価	732,506	
3. 販売費及び一般管理費	79,040	
	1,291,054	
営業利益		9,298
III 営業外収益		
1. 受取利息	66	
2. 土地物件貸付料	199	
3. 負ののれん償却額	342	
4. 持分法による投資利益	588	
5. 前受金取崩益	474	
6. 固定資産受贈益	340	
7. その他	607	
	2,618	
IV 営業外費用		
1. 支払利息	21	
2. 物品売却損	8	
3. その他	16	
	46	
經常利益		11,869
V 特別利益		
固定資産売却益	135	135
VI 特別損失		
1. 固定資産売却損	53	
2. 固定資産除却損	247	
3. その他	4	
	305	
税金等調整前当期純利益		11,699
法人税、住民税及び事業税	3,705	
法人税等調整額	△21	
当期純利益	8,015	
非支配株主に帰属する当期純利益		103
親会社株主に帰属する当期純利益		7,912

連結株主資本等変動計算書

2015年4月1日から2016年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2015年4月1日 期首残高	65,000	71,650	69,464	206,114
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			7,912	7,912
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		218		218
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	-	218	7,912	8,130
2016年3月31日 期末残高	65,000	71,868	77,376	214,245

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2015年4月1日 期首残高	52	△4,318	△4,265	2,276	204,126
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					7,912
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					218
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1	△21,361	△21,360	△211	△21,571
連結会計年度中の変動額合計	1	△21,361	△21,360	△211	△13,440
2016年3月31日 期末残高	53	△25,679	△25,625	2,065	190,685

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 25社
- ・連結子会社の名称 中日本エクシス㈱、中日本エクストール横浜㈱、中日本エクストール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・パトロール東京㈱、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱、NEXCO 中日本サービス㈱、中日本高速技術マーケティング㈱、(同)NEXCO 中日本インベストメント、中日本ハイウェイ・リテール横浜㈱、中日本ハイウェイ・リテール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・アドバンス㈱、中日本ロード・メンテナンス静岡㈱、中日本ロード・メンテナンス東京㈱、中日本ロード・メンテナンス東海㈱、中日本ロード・メンテナンス中部㈱、中日本ロード・メンテナンス金沢㈱、中日本高速オートサービス㈱、NEXCO 中日本開発㈱、箱根ターンパイク㈱

平成 27 年 7 月 1 日に、㈱エイチ・アール横浜は中日本ハイウェイ・リテール横浜㈱に、㈱グランセルセイワサービスは中日本ハイウェイ・リテール名古屋㈱に、商号を変更しております。

②非連結子会社の名称等

- ・非連結子会社の名称 (㈱ウェイザ、牛山クリーンサービス㈱)
- ・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

- ・持分法適用の関連会社の数 13社
- ・会社の名称 北陸高速道路ターミナル㈱、㈱高速道路総合技術研究所、㈱NEXCO システムズ、㈱NEXCO 保険サービス、ハイウェイ・トール・システム㈱、日本高速道路インターナショナル㈱、中日本施設管理㈱、日本ロード・メンテナンス㈱、㈱東京ハイウェイ、ティーシーメンテナンス㈱、㈱高速保全、NHS 名古屋㈱、㈱デーロス・ジャパン

②持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

- ・会社の名称
(非連結子会社)
(㈱ウェイザ、牛山クリーンサービス㈱)
(関連会社)
(㈱章榮)
- ・持分法を適用しない理由
持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

・商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	3年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給額を計上しております。

二. ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

ホ. ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

c. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ハ. 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

ニ. 重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

c. ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

ホ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(4) 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」と
いう。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資
本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更してお
ります。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価
の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、
当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事
業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわ
たって適用しております。

この結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は218百万円減少しており、当連結会計年度末の資本剰余金
は218百万円増加しております。

また、当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は218百万円増加しております。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に対する影響額は、軽微であります。

(5) 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました営業外収益の「還付加算金」(当連結会計年度7百万円)は、
重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

- ① 道路建設関係社債 535,721百万円（額面額535,721百万円）
- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 1,392,520百万円
なお、上記の他、「現金及び預金」3百万円、「投資その他の資産 その他」249百万円を担保に供しております。

(2) 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- ① 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	661,000百万円
東日本高速道路(株)	5百万円
西日本高速道路(株)	11百万円
合 計	661,017百万円

- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 1,454,570百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が592,520百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が60,000百万円減少しております。

(3) 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

建物	45百万円
構築物	27百万円
機械及び装置	190百万円
車両運搬具	27百万円
合 計	291百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故損害賠償請求訴訟に係る損害賠償金 443 百万円は、営業費用の販売費及び一般管理費に含めております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 130,000,000 株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については社債及び借入金による方針であり、調達実績における償還期間はいずれも 10 年以内となっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

高速道路事業営業未収入金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、資金運用目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

高速道路事業営業未払金及び未払金は、そのほとんどが 1 年以内の支払期日であります。

長期借入金は、当社が民営化に伴い日本道路公団から承継したものと及び会社資産の設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法第 51 条第 2 項ないし第 4 項の規定に基づき工事完了時等により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金であります。変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

外貨建社債については、為替変動リスク及び金利変動リスクに晒されており、社債発行時に、通貨スワップ及び金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には、通貨スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である社債に振当処理を行っているものと及び金利スワップ取引をヘッジ手段として、特例処理を行っているものがあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

高速道路事業営業未収入金及び未収入金については、各部署が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制となっております。

有価証券及び投資有価証券は、主に資金運用目的で保有している譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、社内規程に基づき格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

道路建設関係長期借入金のうち、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部に一定の条件下で繰上償還ができる旨の条項を盛り込むなどして管理しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券は、主に資金運用目的で保有している譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、社内規程に基づき、確定利回りの商品に限定する、外貨建てのものを禁止するなどして市場リスクを管理しております。

外貨建社債は、為替変動リスク及び金利変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が定期的に資金計画及び資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

ニ. デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社グループの内規に基づき、リスク回避の目的以外のものを禁止しており、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2016年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれていません。(注2)参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	73,444	73,444	—
(2)高速道路事業営業未収入金	72,387	72,387	—
(3)未収入金	9,777	9,777	—
(4)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	401	420	19
②その他有価証券	197	197	—
資産計	156,207	156,227	19
(1)高速道路事業営業未払金	158,267	158,267	—
(2)未払金	48,021	48,021	—
(3)未払法人税等	2,940	2,940	—
(4)道路建設関係社債(1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)	535,721	541,521	5,800
(5)道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)	68,013	68,104	91
(6)長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	933	933	—
負債計	813,898	819,790	5,891

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2)高速道路事業営業未収入金及び(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)有価証券及び投資有価証券

満期保有目的の債券及びその他有価証券については、取引所の価格によっております。

負 債

(1)高速道路事業営業未払金、(2)未払金及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)道路建設関係社債(1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)

主として市場価格に基づき算定しております。

(5)道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)及び(6)長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

デリバティブ取引

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、その他有価証券に含めて記載してしております。

通貨スワップの振当処理によるもの及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載してしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	保有目的	連結貸借対照表計上額
非上場株式	子会社及び関連会社株式	4,848
	その他有価証券	115

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、高速道路のサービスエリア、パーキングエリア（以下「サービスエリア等」と言います。）において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設、賃貸用敷地を所有しております。

一部のサービスエリア等については、連結子会社中日本エクシス㈱が当社から賃貸商業施設を借り受け、その一部を当社グループ外のテナントに転貸借をしているとともに、それ以外の場所については、連結子会社が小売店、無料休憩所として使用しております。

このため、一部のサービスエリア等は賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	5,372	4,711
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	135,160	112,497

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注2）当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,450.92円
1株当たり当期純利益金額	60.86円

8. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債の発行を決議しております。

区分	中日本高速道路株式会社第6回米ドル建て社債 (固定債)
発行総額	金 3.5 億米ドル[金 38,279 百万円]
利率	年 2.293 パーセント
発行価格	100 パーセント
払込期日	平成 28 年 4 月 25 日
償還期日	平成 33 年 4 月 23 日
担保	一般担保
資金の使 途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第6回米ドル建て社債 (変動債)
発行総額	金 2.5 億米ドル[金 27,342 百万円]
利率	変動金利
発行価格	100 パーセント
払込期日	平成 28 年 4 月 25 日
償還期日	平成 33 年 4 月 23 日
担保	一般担保
資金の使 途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第1回豪ドル建て社債 (固定債)
発行総額	金 1 億豪ドル[金 7,872 百万円]
利率	年 3.374 パーセント
発行価格	100 パーセント
払込期日	平成 28 年 5 月 31 日
償還期日	平成 38 年 5 月 28 日
担保	一般担保
資金の使 途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第7回米ドル建て社債 (固定債)
発行総額	金 5 億米ドル[金 54,880 百万円]
利率	年 2.362 パーセント
発行価格	100 パーセント
払込期日	平成 28 年 5 月 31 日
償還期日	平成 33 年 5 月 28 日
担保	一般担保
資金の使 途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第7回米ドル建て社債 (変動債)
発行総額	金 1.5 億米ドル[金 16,464 百万円]
利率	変動金利
発行価格	100 パーセント
払込期日	平成 28 年 5 月 31 日
償還期日	平成 33 年 5 月 28 日
担保	一般担保
資金の使 途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第64回社債
発行総額	金 98 億円
利率	年 0.060 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	平成 28 年 5 月 31 日
償還期日	平成 33 年 5 月 31 日
担保	一般担保
資金の使 途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(厚生年金基金の代行返上)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成 28 年 4 月 1 日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。今後、代行部分過去分返上認可の日及び年金資産の返還の日において、代行返上に伴う損益を計上し、代行部分過去分に係る退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

(重要な契約の変更)

当社は、高速道路株式会社法第 6 条第 1 項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 3 月 31 日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更することを、平成 28 年 5 月 19 日開催の取締役会にて決議しております。

協定の相手	(独)日本高速道路保有・債務返済機構
変更時期	平成 28 年 6 月
変更内容	東海北陸自動車道（五箇山 IC～小矢部砺波 IC）付加車線事業、スマート IC（5 箇所）及び東京外かく環状自動車道（中央 JCT（仮称）～東名 JCT（仮称））の事業の追加、計画料金収入の見直し等
変更による影響	新設、改築又は修繕に係る債務引受限度額、道路資産の貸付料の額及び計画料金収入の額が増額となる予定

独立監査人の監査報告書

平成28年6月1日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田裕之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野大 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 都成哲 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年6月1日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田裕之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野大 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 都成哲 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受けました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを立会い等を通じて確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ なお、会計監査人が対象となった(株)東芝の不正経理事件等に関する平成27年12月22日の金融庁の行政処分とそれに対して会計監査人が翌年1月29日に回答した業務改善計画の内容等についても、説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年 6月 9日

中日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 田 宮 道 衛 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 岡 山 弘 ㊟

社外監査役 白 石 真 澄 ㊟

社外監査役 水 尾 健 一 ㊟

中日本高速道路株式会社 第11回定時株主総会

(決議事項)

第1号議案	剰余金の処分の件	P 1
第2号議案	取締役7名の選任の件	P 2
第3号議案	退任役員に対する慰労金の贈呈の件	P 4

第1号議案 剰余金の処分の件

当期における剰余金の処分については、次のとおりといたしたく存じます。

高速道路事業に係る損失については、高速道路の利用者に対する安全性の確保を図るために高速道路事業の利益剰余金の一部を活用して行うこととした事業につき、事業の実施に必要な費用に充てるために会社が負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による引受けの対象としなかった債務の額を安全性向上積立金から取り崩して処理することとし、高速道路事業に係る損失を処理してなお残余する取崩し額は高速道路事業積立金に加算することといたしたく存じます。

関連事業に係る利益については、将来投資への備えなど財務基盤の強化のために別途積立金として積み立てることといたしたく存じます。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年6月9日法律第100号)第12条第1項第7号の規定に基づく、会社の経営努力による費用の縮減を助長するための助成金に係る利益については、繰越利益剰余金といたしたく存じます。

【剰余金の処分に関する事項】

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

高速道路事業積立金	3,759,213,976 円
別途積立金	2,925,935,522 円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

安全性向上積立金	3,975,447,210 円
繰越利益剰余金	2,709,702,288 円

(注) 安全性向上積立金、高速道路事業積立金及び別途積立金の取崩しを行う場合は株主総会の決議によります。

4	ひろせ あきら 廣瀬 輝 (昭和 29 年 4 月 29 日生)	昭和 52 年 4 月 平成 20 年 7 月 平成 21 年 7 月 平成 22 年 6 月 平成 22 年 9 月 平成 26 年 4 月 平成 27 年 3 月 平成 27 年 6 月	建設省(現国土交通省)入省 国土交通省 大臣官房審議官 当社執行役員 建設事業本部長 常務執行役員 建設事業本部長 取締役 常務執行役員 建設事業本部長 取締役 常務執行役員 技術・建設本部長 国土交通省 大臣官房付 当社取締役 常務執行役員 技術・建設本部長(現)	0 株
5	こむろ としじ 小室 俊二 (昭和 29 年 11 月 18 日生)	昭和 53 年 4 月 平成 21 年 6 月 平成 23 年 6 月 平成 24 年 7 月 平成 26 年 4 月	日本道路公団入社 当社執行役員 企画本部経営企画部長 取締役 常務執行役員 企画本部長 兼企画本部経営企画部長 取締役 常務執行役員 企画本部長 取締役 常務執行役員 経営企画本部長(現)	0 株
6	いのくま やすお 猪熊 康夫 (昭和 30 年 4 月 19 日生)	昭和 55 年 4 月 平成 22 年 6 月 平成 23 年 6 月 平成 25 年 6 月 平成 26 年 4 月	日本道路公団入社 当社執行役員 八王子支社長 執行役員 名古屋支社長 取締役 常務執行役員 保全・サービス事業本部長 取締役 常務執行役員 保全企画本部長(現)	0 株
7	こやま とおる 小山 徹 (昭和 31 年 10 月 8 日生)	昭和 54 年 4 月 平成 20 年 7 月 平成 21 年 4 月 平成 22 年 7 月 平成 24 年 6 月 平成 27 年 4 月	日本道路公団入社 当社企画本部 渉外・広報部長 関連事業本部担当部長 総務本部経理部長 総務本部人事部長 執行役員 総務本部人事部長(現)	0 株

(注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 候補者茶村俊一氏は、会社法第 2 条第 15 号に定めのある社外取締役候補者です。

第3号議案 退任役員に対する慰労金の贈呈の件

1. 第11回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます 高松 隆久 氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、具体的金額及び支払時期については、取締役会にご一任いただきたく存じます。

2. 同じく任期満了により取締役を退任されます 樺島 徹 氏に対する退職慰労金については、役員報酬・退職慰労金規程第9条の2第3項の規定に基づき、支給しません。

退任されます取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
高松 隆久	2010年9月16日 取締役 現在に至る
樺島 徹	2014年6月25日 取締役 現在に至る